「緊急事態宣言」期間中(8月20日~9月12日)の 大阪府社会福祉会館の利用について

大阪府社会福祉会館

大阪府域に発出されています緊急事態宣言が9月12日まで延長されました。これに伴い、宣言期間中の大阪府社会福祉会館の利用については、下記のとおりとしますので、ご利用の皆様のご理解とご協力をお願いします。

記

大阪府の要請にもとづく対応

〇会議室の利用は、定員の50%以内とします。

利用に際してのお願い

- 〇マスクを必ず着用してください。
- 〇入館時には、玄関に設置のサーマルカメラによる体温測定、アルコール消毒液による手指の消毒を 行い、その後もこまめに消毒してください。
 - ・37.5 度以上の発熱がある人は、入館をお断りします。
- ○3 つの密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避けてください。
 - ・座席の間隔を空けたり、互い違いに着席するなど、人と人との距離を十分に確保してください。
 - 窓を開けるなど、換気を適宜行ってください。
- 〇喫煙室(5階)の利用は、10名までとします。(厳守)
 - ・向かい合っての喫煙、携帯電話の使用、会話は禁止とします。
 - ・ 喫煙後はすみやかに退出してください。
- ○休憩や昼食会場として、空き会議室を開放しています。
 - ・密にならないよう休憩や昼食時に利用してください。また、昼食時などマスクを外した状態での 会話は、絶対に行わないでください。

(空き会議室については、各階に掲示している「本日の催し物」でご確認ください。)

〇大阪府の「大阪コロナ追跡システム」の登録及び厚生労働省の「接触確認アプリ(COCOA)」の ダウンロードをお願いします。

主催者へのお願い

- **〇主催者は、必ず受付時に検温を実施してください。**(検温器がない場合、会館で貸し出します。)
- 〇主催者は、予備マスクを用意するとともにフェイスシールドなど、個別に考えられる感染防止対策 を講じてください。
- 〇主催者は、参加者に対し、受付時や研修開始前などに上記内容の周知を徹底し、必ず遵守するよう 指導してください。
- 〇喫煙室は休憩時間に利用者が集中しますので利用人数が 10 名を超えないよう管理してください。
- 〇また、喫煙室内での携帯電話の使用、会話は禁止しますので、参加者に徹底していただきますよう お願いします。